

会社法研究会報告書の公表について

執筆者: 辰巳 郁、中村 真由子

1. はじめに

2017 年 3 月、商事法務研究会に設置された会社法研究会(座長・神田秀樹学習院大学教授)は、「会社法研究会報告書」(以下「本報告書」といいます)を公表しました」。会社法研究会は、法務省をはじめとする関係省庁、研究者や企業、機関投資家等の関係者を委員として、2016 年 1 月以降、合計 14 回にわたり、会社法における企業統治に関する課題について論点の整理や規律の在り方の検討等を行ってきました。この公表に先立つ 2017 年 2 月には、法制審議会において、法務大臣から、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」との諮問(諮問第 104 号)があり²、法制審議会に新設された会社法制(企業統治等関係)部会に付託されました。今後、同部会において次期会社法改正に向けた議論が進められることになりますが、本報告書の内容は、その動向を占う上でも重要な資料になると考えられます。

本報告書は、大きく分けて、①株主総会に関する手続の合理化(株主総会資料の電子提供、株主提案権の濫用的な行使の制限)、②取締役会等の在り方(取締役会の決議事項、社外取締役)、③取締役の報酬、④役員の責任(会社補償、D&O 保険、責任追及等の訴え)、⑤社債に関する項目を内容としています。本稿では、本報告書における主要な検討内容の概要をご紹介します。なお、本報告書における論点と検討結果の方向性の一覧は、【別紙】のとおりです。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

¹ 2017 年 3 月 2 日・商事法務研究会会社法研究会「会社法研究会報告書」旬刊商事法務 2129 号 4 頁、商事法務研究会ウェブサイト (https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/corporatelaw)参照。

² 法制審議会第 178 回会議(2017 年 2 月 9 日開催)(http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500028.html)配布資料 10「会社法制(企業統治等関係)の見直しについて」参照。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

2. 株主総会に関する手続の合理化

(1) 株主総会資料の電子提供(本報告書第1)

会社法上、株主総会の招集に際して株主に対して提供される全ての情報(以下「株主総会情報」といいます)は、原則として書面により提供しなければなりませんが、会社 3 における印刷及び郵送費用の削減並びに株主と会社との間のコミュニケーションの促進を図る観点から、インターネットを活用した株主総会資料の電子提供制度(以下「新たな電子提供制度」といいます)の創設が提言されています 4 。これは、大要、(i)株主総会情報をインターネット上のウェブサイトに掲載するとともに、(ii)株主に対し、株主総会情報を掲載したウェブサイトの URL 等を書面により通知する(以下この通知を「アクセス通知」といいます)ことにより、株主に対し、(i)の株主総会情報を適法に提供したこととする制度をいい、米国等におけるいわゆる Notice & Access 制度を参考とするものです 5 。

なお、上場会社など一定の範囲の会社に利用を強制するか、利用する場合に定款の定めを必要とするかについては、後記① の書面請求権に関する規律や、株主総会実務及び株主に及ぼす影響等を踏まえ、引き続き検討することが相当とされています。。

① 書面請求権

新たな電子提供制度の具体的な内容については、インターネット等を利用することが困難な株主の利益に適切に配慮する必要があるものとされています。このような観点から、株主が会社に対して株主総会情報を記載した書面の提供を請求できる権利(以下「書面請求権」といいます)を定款の定めによっても排除できない権利として強行法規的に保障するかどうかが検討されましたが、会社の事務負担の観点から否定的な意見もあり、引き続き検討することが相当とされています?。

また、書面請求権の行使の在り方については、アクセス通知を受領した後、株主が書面請求権を行使することができるようにすることが考えられますが、会社の事務負担軽減の観点から、アクセス通知受領前の登録を必要とすべきとの提案もあり、引き続き検討することが相当とされています。

なお、書面請求権の行使への対応に不備があった場合も、一定の不備は株主総会の決議の取消事由に該当しないようにすべきとの意見もありましたが、軽微な不備であれば裁量棄却事由(会社法 831 条 2 項)に該当すると解されること等から、このような規定は設けないことが相当とされています。

② アクセス通知

アクセス通知に関しては、必要的記載事項を株主総会の日時及び場所等の株主総会に関する基本的事項に限定すること、発送期限は現行法上の招集通知の発送の期限よりも前とすることが相当とされています。ただし、具体的な発送期限については、 書面請求権に関する規律や株主総会実務に及ぼす影響等も考慮しながら、引き続き検討することが相当とされています。

また、アクセス通知には、議決権行使書面を任意に同封することができるとすることが相当とされています。なお、株主総会に関する基本的事項以外の情報をアクセス通知に記載すること等を制限すべきかについては、引き続き検討することが相当とされて

³ 本稿において、「会社」とは、株式会社を指します。

⁴ 経済産業省に置かれた「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」が、2016 年 4 月 21 日に公表した報告書 (http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160421007/20160421007.html)においても、類似の提言がされていました。

⁵ なお、米国においては、企業結合取引等については Notice & Access 制度を利用することができないこととされていますが、新たな電子提供制度 の利用については、手続が煩雑になる等の考慮から株主総会の目的である事項による制限は設けないことが相当とされています。

⁶ これに関連して、上場会社以外の株式会社においても、新たな電子提供制度を利用できることとすることが相当とされています。

⁷ 書面請求権の対象となる情報については、全ての株主総会情報とし、その対象を株主総会参考書類に記載される情報に限定しないことが相当と されています。

います。

③ 任意の書面提供

米国等においては、会社が一定の株主に対して株主総会に関する情報を記載した書面一式を任意に送付すること(いわゆるフルセットデリバリー)が認められています。我が国の会社法上は、株主平等原則や利益供与の禁止の趣旨等に照らしても、少なくとも会社が一定の合理的な基準により選定した株主に書面一式を任意に送付することは許容されてよいと考えられること等から、このような任意の書面提供を制限する規定は設けないことについて、引き続き検討することが相当とされています。

④ ウェブサイトへの株主総会情報の掲載

ウェブサイトへの株主総会情報の掲載期間は、初日をアクセス通知の発出日、末日を株主総会の日から3か月を経過する日とすることが相当とされています。また、電子公告と同様、システム障害等によるウェブサイトへの掲載の中断が生じた場合の規定を設けることが相当とされています(会社法940条3項参照)。もっとも、ウェブサイトへの掲載に関して電子公告と同様の調査制度を設けるかどうかについては、制度間の整合性や調査に要する費用を踏まえ、引き続き検討することが相当とされています。

⑤ その他

その他、現行法の株主総会資料の提供方法(電磁的方法による提供制度(会社法 299 条 3 項等)、ウェブ開示によるみなし提供制度(会社法施行規則 94 条 1 項等)、いわゆるウェブ修正制度(同規則 65 条 3 項等))に関する規律についても、新たな電子提供制度の内容及び制度間の整合性を踏まえ、見直しをするかどうかを引き続き検討することが相当とされています。

(2) 株主提案権の濫用的な行使の制限(本報告書第2)

近年の株主提案権の濫用的な行使事例を踏まえ、これを制限するための立法による措置を講ずることが相当とされています。 具体的には、一人の株主が多数の議案を提案することによる審議時間の独占等の弊害を防止する観点から、取締役会設置会社において議案要領通知請求権(会社法 305 条)に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限することが相当とされています。ただし、役員の選任及び解任については、役員の人数に応じて提案することができるようにするため、制限から除かれています。議案要領通知請求権に加えて、議題提案権(同法 303 条)又は株主総会の議場における議案提案権(同法 304 条)に関してもその数を制限する必要があるかどうかや、株主が提案することができる議案の数については、引き続き検討することが相当とされています。

また、近時の株主提案権の濫用的な行使事例に見られるような不適切な内容の株主提案を抑止する観点から、株主提案権の 行使が権利濫用に該当する場合に関する規定を設ける方向で規律を見直すことが相当とされていますが、どのような規律とする ことが適切であるかについては、引き続き検討することが相当とされています。

その他、株主提案権の行使要件のうち、300 個以上の議決権という要件(会社法 303 条 2 項、305 条 1 項ただし書)の引き上げや、株主総会の日の8週間前までという行使期限(同法 303 条 2 項、305 条 1 項本文)の前倒しについても検討されましたが、いずれも引き続き検討することが相当とされています。

3. 取締役会等の在り方に関する検討

(1) 取締役会の決議事項(本報告書第3)

監査役設置会社における取締役会の決議事項については、重要な業務執行の決定を取締役に委任できないとする現行法の規律(会社法 362 条 4 項)及び判例が柔軟な運用を妨げているとの指摘等を踏まえ、監査役設置会社においてモニタリングモデルを採用できるように、この規律を見直すべきかどうか及び見直す場合の方向性(具体的には、取締役の過半数が社外取締役であ

る等の一定の要件の下で重要な業務執行の決定を取締役に委任できるようにすべきか、取締役会の決議事項である「重要な財産の処分及び譲受け」等の該当性に関する軽微基準を設けるべきか)について検討されましたが、コンセンサスを得ることができず、引き続き検討することが相当とされています。

(2) 社外取締役(本報告書第8)

社外取締役については、平成 26 年会社法改正において、社外取締役を置くことの義務付けに代えて、上場会社等が社外取締役を置いていない場合の「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務に関する規定(会社法 327 条の 2)等が設けられ、改正法(平成 26 年法律第 90 号)附則 25 条には、施行後 2 年を経過した場合の検討条項が設けられました 8。また、コーポレートガバナンス・コードにおいて、上場会社は独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきとされ(原則 4-8)、東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は、2016 年度において 95.8%(市場第一部は 98.8%)となっています。このような状況下において、社外取締役を置くことの義務付け等の措置を講ずべきか検討されましたが、改正法の施行後間もない現時点において出速に判断することは適当でない等の意見もあり、引き続き検討することが相当とされています。

また、近時の社外取締役の活動の機会の拡大を踏まえ、社外取締役が社外性を失うこととなる「業務執行」の意義に関する立法の措置を講ずべきかどうかについても検討されましたが、この点についても引き続き検討することが相当とされています。

4. 取締役の報酬(本報告書第4)

取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下「報酬」といいます)について、定款又は株主総会の決議によって定めるとする会社法 361 条は、緩やかな規制として運用されているとの指摘等を踏まえ、お手盛りの弊害防止の観点や、適切に職務を執行する動機付けの手段としての相当性を担保する観点から、取締役の報酬に関する規律を見直すべきかが検討されました。具体的には、株主総会の決議によって各取締役の報酬の内容の決定を取締役会に委任する場合、報酬の種類ごとに委任しなければならないとすることや、委任の有効期間や代表取締役への再一任等の一定の事項を株主総会の決議によって定めなければならないとすることが検討されたほか、取締役の報酬に係る開示を充実させることが検討されました。これらの点については、見直しをすることを引き続き検討することが相当とされています。

また、株式報酬等のインセンティブ報酬を付与する場合の手続や開示に関する規律についても、見直しをすることを引き続き検討することが相当とされています。

5. 役員の責任等に関する論点

(1) 会社補償(本報告書第5-1)

役員について、優秀な人材の確保や適切なインセンティブの付与、過度なリスク回避を防止する観点から、会社補償(役員に対する責任追及等に関して役員が要した費用等を会社が当該役員に対して負担することをいいます)が適切に利用されることが重要と考えられ、会社補償に関する規定を設けることや、その規律の内容について、引き続き検討することが相当とされています。

また、役員との間で締結する契約(補償契約)に基づき、当該役員の職務の執行に関する費用等を補償できることとすることが検討されましたが、会社補償が制限される範囲(例えば、重過失による任務懈怠行為に関する費用等を含めるか否か)や、補償契約に基づかない補償が認められる要件及び費用等の範囲に関する規定を設けることについて、引き続き検討することが相当とされています。

⁸ 具体的には、「政府は、この法律の施行後 2 年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業 統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置 を講ずるものとする。」とされています。

補償契約に基づき補償することができる費用等は、①会社若しくは第三者に対する責任を追及され、又は刑事事件に関する手続、課徴金に係る事件に関する手続その他これらに準ずる手続の対象となったために生ずる必要かつ相当と認められる費用。 ②会社を除く第三者に対して支払う必要がある損害賠償金とすることについて、引き続き検討することが相当とされています。取り分け、役員及び会社が第三者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う場合における②の損害賠償金の取扱いについて、会社から役員に対する求償と会社補償との関係の整理を含め、引き続き検討する必要があるとされています 10。

また、補償契約の締結に必要な手続として、(i)取締役会設置会社においては、補償契約の内容及び補償契約に基づく補償の決定は取締役会の決議によらなければならず、その決定を取締役等に委任することができないこと、(ii)取締役又は執行役との間の補償契約の締結及び当該補償契約に基づく補償には、役員の会社に対する損害賠償責任についての任務懈怠の推定規定(会社法 423 条 3 項)や無過失責任規定(同法 428 条 1 項)等の利益相反取引規制を適用しないことが検討されたほか ''、補償契約の内容等を開示させることも検討されましたが、これらの点については、引き続き検討することが相当とされています。

(2) D&O 保険(本報告書第 5·2)

D&O 保険契約の締結に必要な手続に関しては、前記(1)の補償契約と同様、(i)取締役会設置会社においては、D&O 保険契約の内容の決定は取締役会の決議によらなければならず、その決定を取締役等に委任することができないこと、(ii)取締役又は執行役を被保険者とする D&O 保険契約の締結には利益相反取引規制を適用しないことについて、引き続き検討することが相当とされています 12。

また、D&O 保険契約の内容を適切なものとする観点から、D&O 保険契約の内容等に開示規制を設けることが検討され、さらに、会社が締結することができる D&O 保険契約の内容を会社法上規制することも検討されましたが、これらの点については、規制が実務に及ぼす影響を考慮しながら引き続き検討することが相当とされています。

(3) 責任追及等の訴え(本報告書第7)

会社法上、会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に当事者として参加する場合に関する規定はなく、この場合に会社を代表する者及び必要な手続について確立した解釈も存在しないため、これに関する規定を設けるかについて検討されました。

会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解に原告として参加するときは、当該訴訟について会社を代表している監査役等が和解についても会社を代表すると考えることが相当とされる一方で、会社が補助参加人又は利害関係人として参加する場合には、①監査役等が会社を代表するという考え方と、②代表取締役又は代表執行役が会社を代表するという考え方が挙げられています。また、和解をする場合の手続については、各監査役等の同意を必要とすることが相当とされ、和解をしない場合における会社法 850 条 3 項の異議については、同条 2 項の通知及び催告を受ける権限を有する各監査役等がこれを述べることができると考えることが整合的とされています。これらの点について規定を設けることについては、引き続き検討することが相当とされています。

その他、責任追及等の訴えに関しては、濫用的な株主代表訴訟を抑止する観点から、会社の利益に反する株主による責任追及等の訴えを制限する措置の要否や、株主の権限強化の観点から、株主による資料収集に関する会社法の規律の見直しの要

⁹ ただし、罰金や課徴金等については、補償することができる費用等から除外することが相当とされています。

¹⁰ この点に関連して、業務執行取締役等である取締役も責任限定契約を締結することができるようにすべきかについても検討されました。会社法研究会第6回(2016年7月1日開催)資料「会社法研究会資料7責任限定契約及び責任の免除に関する検討」及び第6回会合議事要旨参照。

¹¹ もっとも、補償契約を締結する取締役及び補償を受ける取締役は、補償契約の内容の決定及び補償契約に基づく補償について、会社法 369 条 2 項に規定する「特別の利害関係」を有していると解されるとされています。

¹² もっとも、被保険者となる取締役は、D&O 保険契約の内容を決定する取締役会の決議について、会社法 369 条 2 項に規定する「特別の利害関係」を有していると解されるとされています。

否についても検討されましたが、これらの点についても、引き続き検討することが相当とされています。

6. その他

(1) 社債(本報告書第6)

社債に関しては、社債管理者を設置することを要しない社債(会社法 702 条、会社法施行規則 169 条)についても第三者による最低限の社債管理を望む声が上がっているとの指摘等を踏まえ、会社が社債権者のために第三者に対して当該第三者との間の契約により一定の権限を付与し、社債管理者による管理よりも限定された管理を委託することができる制度を設けることが相当とされています。そして、この新たな管理機関の権限は、社債管理者に認められている権限の範囲内において契約により定めることができること ¹³、新たな管理機関が社債権者に対し善管注意義務及び公平誠実義務を負うことが相当とされています ¹⁴。

また、社債権者集会に関しては、その特別決議により社債の元本及び利息の全部又は一部の免除をすることができる旨の規定を設けることや、社債権者全員が書面又は電磁的記録により同意をした場合に、その決議を省略することができるとすることが相当とされています。なお、社債権者全員の同意がある場合には、裁判所の認可を要しないで社債権者集会の決議の効力を発生させることについては、引き続き検討することが相当とされています。

(2) その他検討された論点

本報告書は会社法研究会における主な検討の結果をとりまとめたものであり、全ての議論を網羅したものではないとされています。本報告書に記載されていないものの、会社法研究会において議論されたその他の論点としては、例えば、利益供与の禁止規定の見直し、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限、募集株式の募集事項の決定についての通知・公告の要否 ¹⁵等が挙げられ、これらの項目についても、次期会社法改正の検討対象に含まれる可能性があると考えられます。

¹³ もっとも、契約により定めることができる権限の範囲については、新たな管理機関の義務、責任及び資格要件に関する規律等を踏まえ、引き続き 検討することが相当とされています。

¹⁴ その他、①(i)新たな管理機関を設置すること、(ii)新たな管理機関の名称、(iii)新たな管理機関に付与される権限の内容等を募集社債に関する 募集事項とするか、②会社法 710 条 2 項を新たな管理機関に適用するか、③新たな管理機関の資格要件については、引き続き検討すること が相当とされています。

¹⁵ いずれも、その詳細については、会社法研究会第8回(2016年9月1日開催)資料「会社法研究会資料9追加論点に関する検討」及び第8回 会合議事要旨参照。

【別紙】本報告書における論点と検討結果の方向性

「〇」: その論点について、一定の方向性が打ち出されているもの(「~を設けることとしてはどうか」など)

「 Δ 」: その論点について、一定の方向性が打ち出されていないもの(「 \sim について、引き続き検討することとしてはどう

か」など)

頁数: 本報告書(前掲(注 1)商事法務研究会ウェブサイト掲載版)でその論点が言及されているページ

1	総論					
•	(1)	概要として、以下に掲げるような内容の新たな株主総会資料の電子提供制度(「新たな電子提	0			
	(1)	供制度」)を設けるか	O			
		ア 株主総会の招集に際して株主に対して提供しなければならない全ての情報(「株主総会情				
		報」)をインターネット上のウェブサイトに掲載する				
		イ 株主に対し、株主総会情報を掲載したウェブサイトのURL等を書面により通知する(「アク				
		イン				
		ウ ア及びイの措置を採った場合には、株主に対し、アの株主総会情報を適法に提供したこと				
		プラグスの行動では、特別にあるには、特別に対し、アの特別を超過に提供したこととする				
	(2)	一定の範囲の株式会社に対して新たな電子提供制度を利用することを強制するか、また、新た	Δ			
	(2)	たの範囲の休氏会社に対して制たな電子提供制度を利用することを強制するが、また、制たな電子提供制度を利用するために定款の定めを必要とするか	Δ			
		新たな電子提供制度については、上場会社以外の株式会社においても、これを利用するこ	0			
		利だな電子提供制度については、工場会社以外の株式会社においても、これを利用することができるか	O			
		新たな電子提供制度の利用については、株主総会の目的である事項による制限は設けな	0			
		利には电子提供制度の利用については、体土総会の目的でのる事項による制限は設けないか	O			
2	≢高:					
	(1)	株主が株式会社に対して株主総会情報を記載した書面の提供を請求することができる権利	Δ			
		(「書面請求権」)を強行法規的に保障する(定款の定めによっても排除することができない権利と				
	<u>(0)</u>	して保障する)か				
	(2)	書面請求権の対象となる情報については、全ての株主総会情報とし、その対象を制限すること	0			
		はしないか				
		(注) 現行法のウェブ開示によるみなし提供制度により提供したものとみなされ、書面により提	Δ			
	(-)	供することを要しないこととなる情報を書面請求権の対象とするか				
		書面請求権の行使の在り方	Δ			
	(4)	書面請求権の行使への対応に不備があった場合であっても、一定の不備については、株主総	0			
		会の決議の取消事由に該当しないとする規定は設けないか				
3	アクセス通知					
	(1)	アクセス通知には、株主総会の日時及び場所等の株主総会に関する基本的事項を記載しなけ	0			
		ればならないか				
	(2)	アクセス通知の発送の期限は、現行法上の招集通知の発送の期限よりも前とするか	0			
		アクセス通知の発送の期限を具体的にいつとするか	Δ			
	(3)	アクセス通知には、議決権行使書面を任意に同封することができるか	0			
	(4)	前記(1)の株主総会に関する基本的事項以外の事項をアクセス通知に記載すること又は当該事	Δ			
		項を記載した書面をアクセス通知に同封することを制限する規定は設けないか				
4						
		株式会社が株主に対して株主総会情報を記載した書面を任意に送付することを制限する規定	Δ			
		は設けないか				
5	ウェフ	^ず サイトへの株主総会情報の掲載				
	(1)	ウェブサイトへの株主総会情報の掲載期間の初日はアクセス通知を発した日とし、末日は株主	0			
		総会の日から3か月を経過する日とするか				
	(2)	ウェブサイトへの掲載の中断に関する規定を設けるか	0			
	(3)	ウェブサイトへの掲載の調査制度に関する規定を設けるか	Δ			
6	その他					
		現行法の株主総会資料の提供方法(電磁的方法による提供制度、ウェブ開示によるみなし提供	Δ			

第 2 株主提案権の濫用的な行使の制限 提案することができる議案の数の制限 役員の選任及び解任に関するものを除き、取締役会設置会社において議案要領通知請求権 (会社法 305 条)に基づき株主が同一の株主総会に提案することができる議案の数を制限する か (注 1)議案要領通知請求権に加えて、議題提案権(会社法 303 条)又は株主総会の議場におけ 11 る議案提案権(同法 304 条)に関しても、株主が提案することができる議題又は議案の数を 制限する必要があるか (注2)株主が提案することができる議案の数 Δ 11 株主提案権の濫用的な行使を制限するための立法による措置を講ずるか 0 11 不適切な内容の提案の制限 株主が株主提案権を濫用したものとしてその権利の行使が認められない場合に関する規定を 0 11 設ける方向で規律を見直すか 具体的にどのような規律とすることが適切であるか Δ 11 (注3)株主総会の議場における議案提案権及び議案要領通知請求権に加えて、議題提案権に 11 関しても、前記規律を及ぼす必要があるか 株主提案権の行使要件のうち、300 個以上の議決権という要件を引き上げるべきか 14 Λ 株主提案権の行使の期限を前倒しすべきか Δ 14 第 3 取締役会の決議事項 監査役設置会社における取締役会の決議事項に関する規律を見直すべきか 15 Δ 監査役設置会社においても、取締役の過半数が社外取締役であることなどの一定の要件 16 の下で、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができ るようにすべきか 取締役会の決議事項である「重要な財産の処分及び譲受け」又は「多額の借財」の該当性 17 の判断に関する軽微基準を設けるべきかどうか 第 4 取締役の報酬 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益に係 18 る株主総会の決議や開示に関する規律について見直しをするか 株式報酬等のインセンティブ報酬を付与する場合の手続や開示に関する規律について見直しを 18 するか 役員の責任 第 5 会社補償 (1) 会社補償(役員に対する責任追及等に関して役員が要した費用等を株式会社が当該役員に対 21 して負担すること)に関する規定を設けるか 補償契約に基づく補償 株式会社は、役員との間で締結した契約(「補償契約」)に基づき、当該役員の職務の執行(悪意 21 による任務懈怠行為等一定の行為を除く)に関する後記(3)に掲げる費用等を補償することがで (注 1)取り分け、「悪意による任務懈怠行為等一定の行為」の範囲について 21 Δ (注2)補償契約に基づかないで補償をすることが認められる要件及び費用等の範囲に関する規 21 定を設けるか 補償契約に基づき補償することができる費用等の範囲 補償契約に基づき補償することができる費用等は、以下に掲げる費用等とすること 22 株式会社若しくは第三者に対する責任を追及され、又は刑事事件に関する手続、課徴金 に係る事件に関する手続その他これらに準ずる手続の対象となったために生ずる必要な 費用(相当と認められる額に限る) 第三者(株式会社を除く)に対して支払う必要がある損害賠償金 (注) 取り分け、役員及び株式会社が第三者に対して連帯して損害を賠償する責任を負う場合 23 Λ におけるイの損害賠償金の取扱いについて 罰金や課徴金等については、補償することができる費用等から除外するか 0 23 (4) 補償契約の締結に必要な手続 概要として、補償契約の締結に必要な手続を以下のようにすること Δ 24 取締役会設置会社においては、補償契約の内容及び補償契約に基づく補償の決定は、

			取締役会の決議によらなければならず、その決定を取締役等に委任することができない イ 株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約の締結及び当該補償契約に基づく補償 には、利益相反取引規制を適用しない				
		(5)	開示				
	2	D&O	補償契約の内容等の開示について 保険	Δ	25		
		(1)	D&O 保険契約の締結に必要な手続				
			概要として、D&O 保険契約の締結に必要な手続を以下のようにすること	Δ	26		
			ア 取締役会設置会社においては、D&O 保険契約の内容の決定は、取締役会の決議によら				
			なければならず、その決定を取締役等に委任することができない				
			イ 取締役又は執行役を被保険者とする D&O 保険契約の締結には、利益相反取引規制を適				
			用しない				
		(2)	開示				
			D&O 保険契約の内容等の開示について	Δ	26		
			(注) 株式会社が締結することができる D&O 保険契約の内容に制限を設けるか	Δ	27		
第 6	社債	Ę					
	1	新た	な社債管理制度				
		(1)	総論				
			社債管理者を設置することを要しない社債について、会社が社債権者のために第三者に対し当	0	28		
			該第三者との間の契約により一定の権限を付与し社債管理業務を委託することができる制度				
			(以下当該委託を受けた第三者を「新たな管理機関」という)を設けるか				
		(2)	新たな管理機関の権限等				
			ア 新たな管理機関の権限は、社債管理者に認められている権限の範囲内において、契約に	0	28		
			より定めることができるか				
			(注) 契約により定めることができる権限を一定の範囲に限定する必要があるか		28		
			イ 新たな管理機関を設置すること、新たな管理機関の名称、新たな管理機関に付与される	Δ	29		
		(0)	権限の内容等は、募集社債に関する募集事項とするか				
		(3)	新たな管理機関の義務及び責任				
			ア 新たな管理機関は、社債権者に対し、善管注意義務及び公平誠実義務を負うか	0	30		
		(4)	イ 会社法 710 条 2 項を新たな管理機関に適用するか	Δ	31		
		(4)	新たな管理機関の資格要件		0.1		
	•	↓⊥ / ≢	新たな管理機関の資格要件について	Δ	31		
	2		権者集会				
		(1)	社債権者集会の特別決議により、社債の元本及び利息の全部又は一部の免除をすることがで きる旨の規定を設けるか	0	32		
		(2)	社債権者全員が書面又は電磁的記録により同意をした場合には、社債権者集会の決議を省略	0	32		
			することができるか				
		(3)	社債権者全員の同意がある場合には、裁判所の認可を要しないで、社債権者集会の決議の効	Δ	32		
 -			力が発生するか				
第 7							
	1	責任	追及等の訴えに係る訴訟における和解				
			株式会社が取締役(監査等委員又は監査委員である取締役を除く)又は執行役に対する責任追	Δ	33		
			及等の訴えに係る訴訟における和解に当事者として参加する場合において株式会社を代表す				
			る者及び必要な手続に関する規定を設けるか				
	2	その					
			株式会社の利益に反する株主による責任追及等の訴えを制限する措置の要否や、株主による	Δ	35		
			資料収集に関する会社法の規律の見直しなど、その他の責任追及等の訴えに関する規律の見				
## -	д	I TT. A.L	直し				
第8	社タ	卜取締					
			社外取締役を置くことの義務付け等の措置を講ずるか	Δ	36		
			社外取締役が社外性を失うことになる「株式会社の業務を執行した」(会社法2条15号	Δ	37		
			イ)の意義に関して立法による措置を講ずべきか				



たつ み かおる **辰 巳 郁** 西村あさひ法律事務所 弁護士

k_tatsumi@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録。2013-2015 年、法務省民事局出向(会社法担当、商事課併任)。国内外の M&A、組織再編等 に多数関与。株主総会、コーポレート・ガバナンス、危機管理等を含む一般企業法務にも幅広く従事。会社法、金商 法を中心とする法制度や実務運用の在るべき姿についても積極的に発言。



西村あさひ法律事務所 弁護士 中村 真由子 ma_nakam<u>ura@jurists.co.jp</u>

2009年弁護士登録。国内外の M&A や組織再編のほか、コーポレート・ガバナンス、その他企業法務一般に従事。 2015年よりニューヨーク大学ロースクールに留学。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が 時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 (当事務所の連絡先)

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: https://www.jurists.co.jp